

(提案1)

フューチャー・アースの推進に関する委員会運営要綱（案）

〔平成25年 月 日  
日本学術会議第 回幹事会決定〕

（設置）

第1 フューチャー・アースの推進に関する委員会（以下「委員会」という。）は、日本学術会議会則第25条に基づく委員会として幹事会に附置する。

（任務）

第2 委員会は、フューチャー・アースの推進に資するため、関連する諸問題を整理し、審議するとともに、関連機関・組織との連携を図る。

（組織）

第3 委員会は、25名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

（設置期限）

第4 委員会は、平成26年9月30日まで置かれるものとする。

（庶務）

第5 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

（雑則）

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

幹事会附置委員会の設置について

委員会名： フューチャー・アースの推進に関する委員会

1	委員の構成	25名以内の会員又は連携会員をもって組織する。
2	設置目的	<p>国際科学会議（ICSU）、国際社会学者協議会（ISSC）、国連環境計画（UNEP）、国連大学（UNU）、ベルモントフォーラム（BF）等が主導しているフューチャー・アース（Future Earth：以下、「FE」という。）は、今までの国際的な環境関連研究計画の反省に基づき、研究計画の企画・立案から推進、社会への適応・展開、評価に至るまで、教育・研究機関、国・自治体、産業界、市民社会、研究助成機関といったステークス・ホルダーが協働して実施する持続可能な地球環境に寄与する実践的な研究イニシアティブである。</p> <p>我が国の学术界が FE の理念に沿った研究等を進めるためには、ステークス・ホルダーとの協働が必須であるが、その協働に向けてアジア的な志向を組み入れた研究等を企画することが重要である。</p> <p>FE は第 22 期中は継続するとともに、人文・社会科学、生命科学、理学・工学の有機的な連携が重要であるため、幹事会の下に本委員会を設置し、FE への具体的な取組等を検討することとする。</p>
	審議事項	<p>○FE の推進に関連する諸課題の整理・審議</p> <p>○関連する研究者、研究プログラム及び研究機関・組織との連携</p> <p>○FE の Science Committee との連携</p> <p>○国内のステークス・ホルダーを含めた日本学術会議外の体制・組織との連携の進め方</p>
4	設置期間	<p><b>時限設置</b> 平成 26 年 9 月 30 日まで</p> <p>常 設</p>
5	備考	国内アカデミア間の連携を図るため、関係する研究機関・組織を代表する者を若干名含めることとする。

(提案2)

分野別委員会運営要綱(平成23年9月1日日本学術会議第133回幹事会決定)の一部を次のように改正する。次表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をもとに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後					改正前					
別表第1					別表第1					
分野別委員会	分科会等	調査審議事項	構成	備考	分野別委員会	分科会等	調査審議事項	構成	備考	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
社会学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	社会学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	
	社会学委員会社会福祉学分野の参照基準検討分科会	社会福祉学分野における教育課程編成上の参照基準の検討に関すること	20名以内の会員又は連携会員	設置期間: 平成25年6月28日～平成26年9月30日		(新規設置)				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
地域研究委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	地域研究委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	
	地域研究委員会人類学分科会	(略)	(略)	(略)		地域研究委員会人類学分科会	(略)	(略)	(略)	(略)
	地域研究委員会人類学分科会文化人類学における教育の「質保証」検討に関する小委員会	文化人類学分野における教育課程編成上の参照基準の検討に関すること	10名以内の会員、連携会員、又は会員若しくは連携会員以外の者	設置期間: 平成25年6月28日～平成26年9月30日		(新規設置)				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
地域研究委員会地域統合分科会	地域研究委員会地域統合分科会	1. 欧州、アジアの地域統合研究の理論構築、問題提示、政策提言の場を形成し、21世紀の地域統合の基盤形成について検討すること 2. 地域統合の学術・政治経済・制度・社会発展に向け、理論と現実の課題の整理、具体的提言 3. 世界各国の学術団体との国際的ネットワークを構築し、共同での理論・政策研究の可能性の探究	20名以内の会員又は連携会員		(新規設置)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
数理学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	数理学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	
	数理学委員会数理学分野の参照基準検討分科会	数理学分野における教育課程編成上の参照基準の検討に関すること	20名以内の会員又は連携会員	設置期間: 平成24年12月21日～平成25年9月30日		数理学委員会数理学分野の参照基準検討分科会	数理学分野における教育課程編成上の参照基準の検討に関すること	20名以内の会員又は連携会員	設置期間: 平成24年12月21日～平成25年6月30日	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

化学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	化学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	
	化学委員会・総合工学委員会・材料工学委員会合同触媒化学・化学工学分科会	(略)	(略)	(略)		化学委員会・総合工学委員会・材料工学委員会合同触媒化学・化学工学分科会	(略)	(略)	(略)	(略)
	化学委員会・総合工学委員会・材料工学委員会合同触媒化学・化学工学分科会 エネルギーから見た持続可能社会構築に関する検討小委員会	1. エネルギー関連の各要素技術や資源情報の統合 2. 持続可能性に関する評価軸の設定 3. 実装可能なエネルギー技術と利用システムの選択と最適化 4. 理想の社会モデルの設計と評価に係る審議に関すること	10名以内の会員、連携会員、又は会員若しくは連携会員以外の者	設置期間：平成25年6月28日～平成26年9月30日		(新規設置)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
総合工学委員会	化学委員会化学分野の参照基準検討分科会	化学分野における教育課程編成上の参照基準の検討に関すること	12名以内の会員又は連携会員	設置期間：平成25年6月28日～平成26年9月30日	総合工学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)		(新規設置)	(略)	(略)	(略)	(略)
総合工学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	総合工学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	
	化学委員会・総合工学委員会・材料工学委員会合同触媒化学・化学工学分科会	(略)	(略)	(略)		化学委員会・総合工学委員会・材料工学委員会合同触媒化学・化学工学分科会	(略)	(略)	(略)	(略)
	化学委員会・総合工学委員会・材料工学委員会合同触媒化学・化学工学分科会 エネルギーから見た持続可能社会構築に関する検討小委員会	化学委員会に記載	化学委員会に記載	設置期間：平成25年6月28日～平成26年9月30日		(新規設置)	(略)	(略)	(略)	(略)
材料工学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	材料工学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	
	化学委員会・総合工学委員会・材料工学委員会合同触媒化学・化学工学分科会	(略)	(略)	(略)		化学委員会・総合工学委員会・材料工学委員会合同触媒化学・化学工学分科会	(略)	(略)	(略)	(略)
	化学委員会・総合工学委員会・材料工学委員会合同触媒化学・化学工学分科会 エネルギーから見た持続可能社会構築に関する検討小委員会	化学委員会に記載	化学委員会に記載	設置期間：平成25年6月28日～平成26年9月30日		(新規設置)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

附則

この決定は、決定の日から施行する。

社会学委員会分科会の設置について

分科会等名：社会福祉学分野の参照基準検討分科会

1	所属委員会名	社会学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	日本学術会議は、平成24年8月に文部科学省高等教育局長から審議依頼「分野別の教育課程編成上の審議について」を受けたことから、同年12月に幹事会付置委員会「大学教育の分野別質保証委員会」を設置した。各分野の参照基準の具体的な内容については、関連する分野別委員会において審議を行うこととしたことから、社会学委員会はその審議のために、「社会福祉学分野の参照基準検討分科会」を設置する。
4	審議事項	大学教育の分野別質保証に資するため、社会福祉学分野の教育課程編成上の参照基準を作成するとともに、関連する諸問題を審議する。
5	設置期間	時限設置 平成25年6月28日～26年9月30日 常設
6	備考	※新規設置

地域研究委員会人類学分科会小委員会の設置について

分科会等名：文化人類学における教育の「質保証」検討に関する小委員会

1	所属委員会名	地域研究委員会
2	委員の構成	10名以内の会員、連携会員、又は会員若しくは連携会員以外の者
3	設置目的	21期より、地域研究委員会人類学分科会においては、文化人類学教育の「質保証」が議論されてきたが、22期の2013年4月27日開催の分科会にて正式に、「文化人類学の分野において、質保証のための教育課程編成上の参照基準」の報告を作成することが決まり、そのために分科会内に小委員会を設置することが認められた。この報告に向けて、広く意見を集めて検討し、今後の教育の改善・改革に役立てるものとした。
4	審議事項	参照基準の作成にあたり、文化人類学について 1.定義 2.特性 3.これを学ぶすべての学生が身につけることを目指すべき基本的な素養 4.学修方法および学修成果の評価方法 5.教養教育との関わり 6.教員養成のあり方について 7.その他、報告作成に関する事項 などに係る審議に関すること
5	設置期間	時限設置 平成25年6月28日～平成26年9月30日 常設
6	備考	※新規設置

地域研究委員会分科会の設置について

分科会等名：地域統合分科会

1	所属委員会名	地域研究委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>近年のグローバル化と国境解放の進展の下で、ヨーロッパ及び東アジアの地域統合が進展し、TPP や FTA を始め様々な地域との経済協同が進む一方で、ユーロ危機や境界線をめぐる対立、歴史問題など、新しい課題が多く登場してきている。そうした状況に鑑み、本分科会は、ヨーロッパとアジアの地域研究者により、地域統合・地域協力の具体的現状と、とりわけ学術的・経済的・政治的問題点の克服を中心に、検討を行う。</p> <p>特に、今後のアジアを含む地域統合のあり方について、経済統合、金融統合、制度的統合、社会的アイデンティティ形成、ジェンダーの共同、安全保障など様々な課題がある中、その理論的・学術的な問題点を整理し、そうした中での信頼醸成、シンクタンクの強化、若者の高等教育の重要性など、具体的な課題克服とその解決に向けた政策化について提言を行うことを目指す。</p>
4	審議事項	<p>① ヨーロッパ、アジア地域、及び地域統合を研究する研究者の理論構築と問題克服、政策提言の共同の場とし、21世紀の地域統合研究を発展させる基盤づくりについて検討すること。</p> <p>② 地域統合の学術的・政治経済的・制度的・社会的発展に向け、理論的現実的課題を整理し、具体的提言を行っていくこと。</p> <p>③ 欧州・アジアなど世界各地の学術団体とも共同しつつ、国際的ネットワークを構築し、共同で理論研究・政策研究の可能性を検討し、日本学術会議の存在を示す一環となる活動を行うこと。</p>
5	設置期間	<p>期限設置 年 月 日～ 年 月 日</p> <p>常設</p>
6	備考	※新規設置

数理科学委員会分科会の設置について

分科会等名： 数理科学委員会数理科学分野の参照基準検討分科会

1	所属委員会名	数理科学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会は、平成22年7月22日に取りまとめ、同年8月17日に文科省に手交した、「回答 大学教育の分野別質保証の在り方について」において、学士課程教育の分野別の質保証のために、各分野の教育課程編成上の参照基準を策定すべきことを述べた。</p> <p>このことを受けて、数理科学分野における教育課程編成上の参照基準を検討するため、本分科会を設置するものである。</p>
4	審議事項	数理科学分野における教育課程編成上の参照基準の検討
5	設置期間	平成24年12月21日～平成25年6月30日 (上記期限を平成25年9月30日までに延長)
6	備考	※ 設置期間延長 報告案の審議のために時間が必要なため。

化学委員会・総合工学委員会・材料工学委員会合同  
触媒化学・化学工学分科会小委員会の設置について

分科会等名：エネルギーから見た持続可能社会構築に関する検討小委員会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	○化学委員会 総合工学委員会 材料工学委員会				
2	委員の構成	10名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者				
3	設置目的	<p>持続可能な社会のあるべき姿を、エネルギー関連技術の観点から議論し、設計していくことの重要性が高まり、いくつかのシナリオの下にエネルギー需給見通しや必要なエネルギー政策が報告されている。しかし、その実現性や経済性を十分検討する必要がある。持続可能社会を構築するためには、個々のエネルギー関連技術の開発状況を十分に理解した上で、将来的に実装可能なエネルギー技術や利用システムを予測・選択し、それらを持続可能性の観点から最適化することで、豊かで安心な暮らしを実現する理想のエネルギー利用社会モデルを設計していく必要がある。</p> <p>本検討小委員会では、このシナリオ実現に必要な各要素技術・資源情報に関して、分野横断的な連携を通して知の統合を図る。そして、持続可能性に関する俯瞰的・多角的視点から評価軸を設定し、持続可能な社会構築に必要なエネルギー技術・利用システムの選択・最適化に取り組み、実装可能なエネルギー技術で築く理想の社会モデル設計に関する研究活動を行う。</p>				
4	審議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー関連の各要素技術や資源情報の統合</li> <li>・持続可能性に関する評価軸の設定</li> <li>・実装可能なエネルギー技術と利用システムの選択と最適化</li> <li>・理想の社会モデルの設計と評価</li> <li>・提言</li> </ul>				
5	設置期間	<table border="1"> <tr> <td>時限設置</td> <td>平成25年6月28日～26年9月30日</td> </tr> <tr> <td>常設</td> <td></td> </tr> </table>	時限設置	平成25年6月28日～26年9月30日	常設	
時限設置	平成25年6月28日～26年9月30日					
常設						
6	備考	※新規設置				

化学委員会分科会の設置について

分科会等名：化学分野の参照基準検討分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	化学委員会
2	委員の構成	12名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	日本学術会議は、平成24年8月に文部科学省高等教育局長から審議依頼「分野別の教育課程編成上の審議について」を受けたことから、同年12月に幹事会付置委員会「大学教育の分野別質保証委員会」を設置した。各分野の参照基準の具体的な内容については、関連する分野別委員会において審議を行うこととしたことから、化学委員会はその審議のために、「化学分野の参照基準検討分科会」を設置する。
4	審議事項	大学教育の分野別質保証に資するため、化学分野の教育課程編成上の参照基準を作成するとともに、関連する諸問題を審議する。
5	設置期間	時限設置 平成25年6月28日～26年9月30日 常設
6	備考	※新規設置

【分野別委員会】

○委員の決定（新規3件）

（社会学委員会 討論型世論調査分科会）

氏名	所属・職名	備考
今田 高俊	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授	第一部会員
青柳みどり	独立行政法人国立環境研究所社会環境システム研究センター環境計画研究室室長	連携会員
伊藤 守	早稲田大学教育総合科学学術院教授	連携会員
遠藤 薫	学習院大学法学部教授	連携会員
小林 傳司	大阪大学コミュニケーションデザイン・センター教授	連携会員
吉野 諒三	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構統計数理研究所教授	連携会員

（社会学委員会 社会福祉学分野の参照基準検討分科会）

氏名	所属・職名	備考
白澤 政和	桜美林大学大学院老年学研究科教授	第一部会員
市川 一宏	ルーテル学院大学学長	連携会員
岩崎 晋也	法政大学現代福祉学部教授	連携会員
上野谷加代子	同志社大学社会学部教授	連携会員
金子 光一	東洋大学社会学部教授	連携会員
須田木綿子	東洋大学社会学部教授	連携会員
住居 広士	県立広島大学大学院教授	連携会員
直井 道子	桜美林大学大学院老年学研究科特任教授	連携会員
中野いく子	東海大学前教授	連携会員
中野 敏子	明治学院大学社会学部社会福祉学科教授	連携会員
二木 立	日本福祉大学学長・教授	連携会員

野口 定久	日本福祉大学社会福祉学部教授・大学院委員長	連携会員
平岡 公一	お茶の水女子大学文教育学部教授	連携会員
牧里 每次	関西学院大学人間福祉学部学部長・教授	連携会員
和気 純子	首都大学東京大学院人文科学研究科教授	連携会員

( 化学委員会 化学分野の参照基準検討分科会 )

氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
川合 眞紀	独立行政法人理化学研究所理事	第三部会員
栗原 和枝	東北大学原子分子材料科学高等研究機構教授、多元物質科学研究所兼務	第三部会員
澤本 光男	京都大学大学院工学研究科教授	第三部会員
安藤 香織	岐阜大学工学部応用化学科教授	連携会員
榎 敏明	東京工業大学名誉教授、独立行政法人科学技術振興機構プログラム主管	連携会員
君塚 信夫	九州大学大学院工学研究院応用化学部門主幹教授	連携会員
竹内 孝江	奈良女子大学大学院自然科学系准教授	連携会員
寺嶋 正秀	京都大学大学院理学研究科教授	連携会員

○委員の決定 (追加1件)

( 総合工学委員会・電気電子工学委員会合同 I F A C分科会 )

氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
野口 伸	北海道大学大学院農学研究院教授	第二部会員

【小委員会】

○委員の決定（新規3件）

（地域研究委員会・環境学委員会・地球惑星科学委員会合同 I HDP分科会 U G E C  
小委員会）

氏名	所属・職名	備考
碓井 照子	奈良大学名誉教授	第一部会員
氷見山幸夫	北海道教育大学教育学部教授	第三部会員

（地域研究委員会 人類学分科会 文化人類学における教育の「質保証」検討に関する小委員会）

氏名	所属・職名	備考
山本 眞鳥	法政大学経済学部教授	第一部会員
鏡味 治也	金沢大学大学院人間社会環境研究科	連携会員
岩本 路弥	東京大学大学院総合文化研究科	連携会員
窪田 幸子	神戸大学大学院国際文化科学研究科	連携会員
杉本 良男	人間文化研究機構国立民族学博物館民族社会研究部教授	連携会員
馬場 悠男	独立行政法人国立科学博物館名誉研究員	連携会員

（化学委員会・総合工学委員会・材料工学委員会合同 触媒化学・化学工学分科会  
エネルギーから見た持続可能社会構築に関する検討小委員会）

氏名	所属・職名	備考
栗原 和枝	東北大学原子分子材料科学高等研究機構教授・同多元物質科学研究所兼務	第三部会員
前田 正史	東京大学理事・副学長、生産技術研究所教授	第三部会員
北川 尚美	東北大学大学院工学研究科准教授	連携会員
藤岡 恵子	株式会社ファンクショナル・フルイッド代表取締役	連携会員

(提案3)

○ 委員の決定 (新規1件)

(高レベル放射性廃棄物の処分に関するフォローアップ検討委員会)

氏名	所属・職名	備考	推薦
今田 高俊	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授	第一部会員	第一部
岸本 健雄	お茶の水女子大学サイエンス&エディケーションセンター客員教授、東京工業大学名誉教授	第二部会員	第二部
斎藤 成也	情報・システム研究機構国立遺伝学研究所 集団遺伝研究部門教授	第二部会員	第二部
山地 憲治	公益財団法人地球環境産業技術研究機構 (RITE)理事・研究所長	第三部会員	第三部
小澤 隆一	東京慈恵会医科大学教授	連携会員	副会長
小野 耕二	名古屋大学大学院法学研究科教授	連携会員	第一部
柴田 徳思	千代田テクノル株式会社大洗研究所研究主幹	連携会員	第三部
千木良雅弘	京都大学防災研究所教授	連携会員	副会長
中西 友子	東京大学大学院農学生命科学研究科教授	連携会員	第二部
船橋 晴俊	法政大学社会学部教授	連携会員	副会長

平成 25 年 6 月 28 日

日本学術会議会長 殿

### 課題別委員会設置提案書（案）

日本学術会議が、科学に関する重要事項、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるため、日本学術会議の運営に関する内規第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の通り課題別委員会の設置を提案します。

#### 記

1. 提案者 大西 隆(会長)

2. 委員会名

人口減少が社会の諸システムに及ぼす影響に関する長期展望委員会

3. 設置期間 平成 25 年 6 月 28 日（幹事会承認日）から平成 26 年 6 月 27 日

4. 課題の内容

(1) 課題の概要

我が国の人口は既にピークを過ぎ、急速な減少過程に入りつつある。合計特殊出生率が現在の水準（1.39）から大きく回復しなければ、この減少傾向は継続され、回復するとしても少なくとも数十年間にわたる人口減少は避けられない見通しである。このことは、若年層の絶対的及び相対的な少数化、すなわち労働力人口の減少、老年従属人口指数の上昇などをもたらし、医療、年金はもとより、教育、社会保障等の社会制度、研究人材育成、都市-農村構造、国土維持管理、さらには経済・社会活動など社会の諸システムに長期的な影響を与え続ける。本委員会は、中長期の人口予測をレビューするとともに、人口減少の影響を社会の諸側面で予測し、評価し、社会諸システムにおけるとりうるべき適応策を検討する。

具体的には

- 我が国の人口減少傾向が人口学的にどのような推計されうるのかを検討
- 一定の幅を持った推計に従って人口減少が進んだ場合に起こり得る社会経済的な影響を、主要な項目についてシナリオ記述の方法で展望
- 人口減少に歯止めをかける政策及び外国人の大量の移入政策に関わるレビューを行い、こうした政策の現実可能性とそれを踏まえて政策が導入・強化された場合の効果展望しつつ、それでも起こり得る人口減少のもたらす諸問題を論じてまとめ

る

## (2) 審議の必要性と達成すべき結果

我が国の人口減少傾向は、次第に社会経済に現実的な影響を及ぼすようになってきている、将来に向けて、歯止めのない減少傾向が生じると推計されており、その影響は中長期的に極めて大きなものとなる。いうまでもなく、影響には過密減少や混雑現象の緩和や、資源エネルギー消費の削減に伴う環境負荷の提言のような社会経済の改善につながるものと、総体としての経済力の低下による国際的なプレゼンスの低下や、国民負担力の低下による公的負債の負担感の増大のように、社会経済にマイナスの影響をもたらすものが存在する。また、いずれのケースにおいても、人口の絶対量の変化とともに、その速度が極めて早いことが社会経済に与える影響にも関心が向けられる必要がある。

これらの諸点は、社会科学、生命科学、理工工学の知見を結集して検討されるべきもので、日本学術会議の社会的使命と言ってよい。特に、人口推計、人口と経済や都市との関係などが断片的に論じられることはあっても、それらを、国全体の人口推計をもとに起こりうる将来の問題として、捉えて、分析することはこれまで避けられてきたともいえる。その意味で日本学術会議が取り組む意義は極めて大きい。

達成すべき結果は以下である。(1)で述べたテーマに沿って、将来像とその問題点、対策の効果などを踏まえて、人口減少傾向が社会経済にもたらす悪影響の緩和を図る政策を導くことができれば、我が国の今後の様々な政策課題に対する基本的な指針を与えるものとなる。

## (3) 日本学術会議が過去行った関連する報告等の有無

- 報告「人口減少時代の“豊かな”社会—わが国の人口・食料・エネルギー問題—」  
(平成17年(2005年)9月15日 人口・食料・エネルギー特別委員会)
- 提言「持続可能な長寿社会に資する学術コミュニティの構築」(平成23年(2011年)4月20日 持続可能な長寿社会に資する学術コミュニティの構築委員会)

## (4) 政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミー等の関連する報告等の有無

- 「IAP Statement on Population and Consumption」(平成24年(2012年)6月14日)
- 「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)—平成23(2011)年～平成72(2060)年—」(国立社会保障・人口問題研究所)
- 「経済政策分析のフロンティア…第1巻：少子高齢化の下での経済活力」(平成23年(2011年)3月 編著：藤田 昌久、吉川 洋 出版：日本評論社(RIETI ブックス))
- 「平成24年度 少子化の現状及び少子化への対処施策の概況」(第183回国会(常会)提出)(通称：平成25年版少子化社会対策白書)
- 「人口減少社会の外国人問題 総合調査報告書」(平成20年(2008年)1月 国立国会図書館調査及び立法考査局)

- 「個人の生活視点から少子化問題を考える ～ 世代別価値観を踏まえた少子化対策提言～」(平成17年(2005年)3月 社団法人 経済同友会 人口減少社会を考える委員会)  
等

**(5) 各府省等からの審議要請の有無**

なし

**5. 審議の進め方**

**(1) 課題検討への主体的参加者**

本件設置提案が了承された後に、学際的な構成とし、公募によって確保する。

**(2) 必要な専門分野及び構成委員数**

各部会員 2～3 名程度に加え連携会員、計 20 名以内

**(3) 中間目標を含む完了に至るスケジュール**

委員会の活動は、5段階で進める計画である。

- ①人口推計のレビューにより、将来人口とその年齢構成など人口学的な人口将来展望を共有する。
- ②人口推計が影響を与える主要な社会経済の主要な領域を特定する。
- ③これらの領域における影響の現れ方をシナリオ記述の方法で明らかにする。
- ④これらのシナリオを総合して、人口減少に伴って生じる社会経済の変化を示し、そのことのもたらす正負の効果を論ずる。
- ⑤人口減少の負の側面を緩和するためにとりうる政策を検討し、それらがとられた場合の負の側面軽減の効果を論じ、望ましい政策の体系を明らかにする。

**6. その他課題に関する参考情報**

# 人口減少が社会の諸システムに及ぼす影響に関する長期展望委員会設置要綱（案）

〔平成 年 月 日〕  
日本学術会議第 回幹事会決定

## （設置）

第1 日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、人口減少が社会の諸システムに及ぼす影響に関する長期展望委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## （職務）

第2 委員会は、人口減少が進んだ場合に起こり得る社会経済的な影響等について調査審議する。

## （組織）

第3 委員会は、20名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

## （設置期限）

第4 委員会は、平成26年6月27日まで置かれるものとする。

## （庶務）

第5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

## （雑則）

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

## 附 則

この決定は、決定の日から施行する。

平成 25 年 6 月 28 日

日本学術会議会長 殿

### 課題別委員会設置提案書 (案)

日本学術会議が、科学に関する重要事項、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の通り課題別委員会の設置を提案します。

#### 記

1. 提案者 大西 隆 (会長)
2. 委員会名 我が国の研究力強化に資する研究人材雇用制度検討委員会
3. 設置期間 平成 25 年 6 月 28 日 (幹事会承認日) から平成 26 年 6 月 27 日

#### 4. 課題の内容

##### (1) 課題の概要

我が国の研究力を強化するために為すべき最も重要な施策が、研究人材の育成とその活動の場を担保する適正な雇用制度の整備にあることは言うまでもない。次世代を担う若手研究者が適正な競争的環境のもとで切磋琢磨し自らを高めて行くことと同時に、彼ら彼女らがキャリアパスに関してある程度の将来像を描いて、生活人としての人生設計を立てることのできる雇用環境を整備することは、我が国の研究力を持続的に強化して行く上で必須の基盤要件である。

近年、国立大学法人に対する運営費交付金の漸減など、大学等研究機関における常勤職ポストの縮小が加速し、十分な数の安定した雇用を提供するための財政基盤が失われている。そのことと教員の定年延長とが相俟って、多くの組織において常勤職ポストの回転が停滞する傾向が急速に強まりある種の閉塞感を生んでいる。特に若手研究者にとっては、安定したポストを得ることが難しく、研究プロジェクト予算等による短期的雇用を渡り歩くしか選択の余地がない状況に置かれている者も多い。生活基盤が不安定な状況では将来設計に不確定要素が大きく、家庭を築く上で障害となっているケースも少なくないものと推測される。

平成 25 年 4 月から施行された改正労働契約法では、「有期雇用を一定期間（5 年以上）反復更新した場合、被雇用者は、申し出ることにより期の定めのない雇用契約に変更することができる」と定めている。この規定は「一定の要件を満たした有期の

被雇用者には、より安定した雇用形態を提供する」との基本精神であるが、それを実現する上で前提となる社会的制度の整備がなされないままにこれが適用されることにより、雇用現場においては、その立法精神とはうらはらに、被雇用者・雇用の双方にとって従前よりも困難な状況とディレンマをもたらしている、との指摘もある。特に、大学等の研究現場においてその矛盾は深刻である。前述のごとく、常勤ポストが削減されて研究者の雇用を短期的プロジェクト予算で賄わなければならない現状において、雇用者（大学等）側としては「期の定めのない雇用」の数をむやみに増やすわけにはいかないため、無期雇用への転換の申し出の権利が発生しない範囲での有期雇用に限定する動きが現に生じている。

「大学の教員等の任期に関わる法律」や「若手研究者に対するテニユアトラック制度」は大学等への多様な人材の受入れを図り、研究者の人事交流を促進するために導入された制度であるが、改正労働契約法の施行はその根幹を揺るがす影響を与えている。

## （２）審議の必要性と達成すべき結果

次世代を担う若手研究者の人材育成、キャリアパス、研究環境等の問題に関しては、これまでもいくつかの提言が行われているが、特にこのたびの労働契約法の改定に伴って、任期制や有期雇用契約による研究活動が著しく影響を受ける事態を踏まえて、その影響の実態や近い将来に起こり得る問題を分析する必要がある。大学等では総人件費抑制により常勤ポストの削減が進み、プロジェクト予算等による有期雇用の研究者の割合が増加している。そのような状況で施行された労働契約法の改定は雇用者側にも研究者側にも困惑を招いている。

包括的な労働関連法は一般的な職場を想定しており、研究現場の特性とは必ずしも整合しない面もある。審議に際しては、現行の労働関連法の下で研究活動の実態に即した雇用の在り方がどこまで可能か、あるいは新たな法整備を考えるとすればどのような点に着目すべきか、を調査検討する。それらの検討を踏まえて、若手研究者の雇用の在り方やキャリアパスについて、提言を発出することを目指す。また、研究活動の重要な担い手である研究支援者の雇用形態についても検討を行う。

前途ある若手研究者が腰を据えて研究に打ち込める環境を整備すると同時に、異なる研究機関での活動を経験することにより研究者としての幅を拡げる機会が提供されるような人事交流のシステムを構築することが、我が国の研究力強化、研究現場の活性化、につながるものと考えられる。

なお、平成 25 年 6 月 14 日閣議決定された「日本再興戦略 -JAPAN is BACK-」の中に、

研究者等への労働契約法をめぐる課題に関する検討

・労働契約法の若手研究者のキャリア形成に対する影響を懸念する指摘もあることから、研究現場の実態を踏まえ、研究者等のキャリアパス、大学における人事労務管理のあり方など労働契約法をめぐる課題について関係省が連携して直ちに検討を開始し、1 年を目途に可能な限り早急に結論を得て、必要な措置を講じる。

との記述があり、これに基づいて今後、政府・関連省庁における検討が早いピッチで進むことも予想される。その動きを注視しつつ、日本学術会議としても学術の立場からの検討を進め、タイムリーに意見を述べる必要があるであろう。

### (3) 日本学術会議が過去行った関連する報告等の有無

- 提言「我が国の研究評価システムの在り方 ― 研究者を育成・支援する評価システムへの転換」研究にかかわる「評価システム」の在り方検討委員会（平成 24 年（2012 年）10 月 26 日）
- 提言「科学・技術を担う将来世代の育成方策 ― 教育と科学・技術イノベーションの一体的振興のすすめ ―」科学・技術を担う将来世代の育成方策検討委員会（平成 25 年（2013 年）2 月 25 日）

### (4) 政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミー等の関連する報告等の有無

- 「日本再興戦略 -JAPAN is BACK-」（平成 25 年（2013 年）6 月 14 日閣議決定）

### (5) 各府省等からの審議要請の有無

なし

## 5. 審議の進め方

### (1) 課題検討への主体的参加者

本設置提案が了承された後に会長から各部に対して委員の推薦を依頼するほか、委員の公募も行う。学問分野による特性の違いもあることから、さまざまな分野の会員・連携会員の参画を期待する。また、労働関連法の専門家には是非加わっていただきたい。

### (2) 必要な専門分野及び構成委員数

各部からの 2～3 名の委員推薦に加え、公募による会員・連携会員、計 20 名以内

### (3) 中間目標を含む完了に至るスケジュール

## 6. その他課題に関する参考情報

閣議決定「日本再興戦略」の「中短期工程表」では、2014 年度前半まで「研究者等への労働契約法をめぐる課題に関して検討」し、2014 年度後半から 2015 年度中「検討結果を踏まえた必要な措置の実施」を行うこととなっており、それに提言等が活かされるよう審議をすすめる必要がある。

# 我が国の研究力強化に資する研究人材雇用制度検討委員会設置要綱（案）

〔平成 年 月 日〕  
日本学術会議第 回幹事会決定

## （設置）

第1 日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、我が国の研究力強化に資する研究人材雇用制度検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## （職務）

第2 委員会は、若手研究者の人材育成、キャリアパス等の基盤である研究人材雇用制度の在り方について調査審議する。

## （組織）

第3 委員会は、20名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

## （設置期限）

第4 委員会は、平成26年6月27日まで置かれるものとする。

## （庶務）

第5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

## （雑則）

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

## 附 則

この決定は、決定の日から施行する。

平成 25 年 6 月 28 日

日本学術会議会長 殿

### 課題別委員会設置提案書

日本学術会議が、科学に関する重要事項、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の通り課題別委員会の設置を提案します。

#### 記

1. **提案者** 大西 隆(会長)
2. **委員会名** 科学者からの自律的な科学情報の発信の在り方検討委員会
3. **設置期間** 平成 25 年 6 月 28 日（幹事会承認日）から平成 26 年 6 月 27 日

#### 4. 課題の内容

##### (1) 課題の概要

2011. 3. 11 の震災と原発事故による一連の事態に対処する過程で、科学者のありかたと役割は、国民の信頼を大きく損なった。その原因の一つは、インターネットなどを通じてさまざまな情報が流布する中、国民が求めていた、あるいは期待していた信頼性の高い科学情報と、科学者から現実に発信された情報との間の乖離が挙げられる。科学者同士の情報交換が途絶したことや、社会的影響が大きいと考えられる情報をどのように公開すべきかについての様々な見解が錯綜し、科学者による情報発信の自粛も存在した。あのような事態ではやむを得なかったという見方もあるが、このことをきちんと検証し、科学界および学術界としての見解をまとめなければ、国民と科学界の意識の乖離が埋まることはない。

重大事には現状では個々の科学者が個別に情報を発信しにくく、自粛しやすい、あるいはせざるを得ないことは多くの例が示している。同時に現状の研究システム・コミュニティのままでは有為な情報を提供し得る科学者および研究組織が孤立して、外から同定しにくいだけでなく、少しでも不確実性を伴う情報は、信頼度が高いと一般に思われるものほど情報発信しにくいという、皮肉な状況も生まれている。科学者が情報を提供しやすくし、これを集中することのできる仕組みを作り、平時からの情報の信頼度の評価や判断をもとに、情報発信のプロトコルを整備する必要のある分野は、現業組織を抱える分野に複数存在している。国民に対して最善の対処をしたと言えるためには、これらの分野での対処を平時から確立しておかなければならない。また重大な影響のある事態は多くの場合複合的であり、異分野間の分野横断的なネッ

トワークをどう築いていくのかも課題である。

科学者、科学コミュニティと行政との関係も大きな問題である。行政から独立した科学者の組織で情報を収集し、判断を加えて選択肢を示す道筋が確立したとしても、これを必要な時にタイムリーに提供し、行政による政策決定に活かすためには、情報を提供・集約するルートとプロトコルの整備、適切な関わり方の確立は不可欠である。

本来ならば重大な影響の生じ得る問題については、法令により現業組織が行政に対して適切な科学的情報と判断を提供することが期待されていた。しかしこれが機能しない場合があることが2年前に明らかになった。これは個々の怠慢というよりは、現業組織および現在の体制の持つ本質的な制度欠陥に由来する可能性もあることが明らかになった。現業および行政と科学者側のつながりが希薄であったり、属人的に過ぎたりする例も見られる。現業、行政から、科学者側へのデータの提供、および科学者組織の要請に基づくデータの作成を責務とするような仕組みを作り、一方現業に最先端の成果を取り込み、科学者側のレビューを現業組織が受ける制度を確立する必要があるという意見が存在する。重大な事態にその当時の最高の科学を出来る最善の対処で提供するために、現業、行政と科学者および科学コミュニティの関係をどうすべきかについて、科学界が意見を表明することが求められている。

以上の問題を解決するためには相応の財政的基盤が必要であり、また情報提供、集中を可能にする調査権のような法律的枠組みの可能性も議論の対象から外すわけにはいかない。現在の学術会議だけで対応ができるかどうかについては大いに議論の余地があり、これも検討しなければならない課題である。

本課題別委員会は、以上、1. 科学者からの情報の提供、集中を可能にする枠組み、および2. 現業、行政と科学者とのつながりに関して、科学者の立場から問題の整理と整合的な選択肢の提案を行うことによって、今後の学術会議並びに科学界からの科学情報発信のありかたに貢献することを目標とする。

## (2) 審議の必要性と達成すべき結果

科学や科学者からの情報発信のありかたについて、それぞれの分野において個別の検討がなされてはいるが、緊急もしくは重大な事態が生じた際に、役に立つ科学情報をどのように収集し発信すべきかについては、依然として明確な指針はない。また、重大な影響のある問題についての情報発信のプロトコルやネットワークを整備するための指針も、学術会議を含め、進んでいるとは言えない。

情報の収集、集中と信頼度の判断を学術会議（あるいはその付属組織）が担うには、法令による調査権は有効であろうが、これが学術会議の性格に馴染むのかどうかという議論も必要である。馴染まない場合に、不確定性のある問題について科学者が徒に個人責任を負わされることなく有為な情報を提供できる枠組みと相手をどう設定するかは検討の対象である。

また活動資金、財政的裏付けは必要であり、今の学術会議に本当に対応できるかも含め、どこにそういう仕組みを作るか、資金提供団体である JST や JSPS との協力も含め、どういう現実的な可能性があるかを議論検討し、可能性を提示することはこの問題の進展に資すると考えられる。

さらに異分野からの情報の集め方と分野を横断したネットワークについての課題は分野を

超えて学術会議で議論するに相応しい。

これら3課題を検討の上で、行政、国民への情報発信の現実的なプロトコルを整備する手立てを提言することは4番目に審議の必要なことである。

加えて、科学への不信の大きな原因となった現業組織が科学および科学者組織との間で持つべき関係も審議する。

以上の5点について、あるべき姿、解決策と現実的な可能性について、科学者の意見をまとめ、学術会議および政府、行政組織、現業組織に提言することが1年間で達成が望まれる目標である。

### (3) 日本学術会議が過去行った関連する報告等の有無

- 安全で安心できる持続的な情報社会に向けて（平成22年（2010年）4月5日 情報社会分科会）
- リスクに対応できる社会を目指して（平成22年（2008年）4月5日 安全とリスク分科会）

### (4) 政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミー等の関連する報告等の有無

- 日本学術会議の在り方について（平成15年（2003年）2月26日 総合科学技術会議）

### (5) 各府省等からの審議要請の有無

なし

## 5. 審議の進め方

### (1) 課題検討への主体的参加者

本件設置提案が了承された後に、会長から副会長及び各部に対して委員の推薦依頼も行なう。

### (2) 必要な専門分野及び構成委員数

会員及び連携会員、計20名以内

第一部からは、法学、哲学、社会学、社会心理学、外交等の専門家、第二部からは、放射線医学、大規模感染症などの医学、土壌関係等の専門家、第三部から原子力、エネルギーを含む総合工学、気象・地震を含む地球惑星科学、ならびにその他の理学・工学の専門家に入ることが望ましい。

### (3) 中間目標を含む完了に至るスケジュール

委員会の活動は、3段階で進める計画である。

- ① 2011.3.11後の事態、および考え得る地震、津波、原発事故以外についても、重大災害、大規模感染症などで、情報発信について科学界に課されている課題を抽出する議論を重ねる。
- ② 重大事に際して個々の科学者が対処し情報を出しやすくするために必要なしくみのうち、現場科学者集団の組織化（学会の役割）、第2段分野横断組織の形態、財政基盤の可能性、堅固な情報発信ネットワークの整備、第2段組織への情報提供、集中を促進する調査権等についての現実的可能性、行政との連携と提言のあり方等を審議、方策を検討しまとめる。
- ③ 提言の骨格に関する共同討議を踏まえて、分担執筆と他のメンバーのコメントとの往復運動

を行って、科学界および政府への最終提言への収束を図る。

## 6. その他課題に関する参考情報

総合工学委員会・機械工学委員会合同 計算科学シミュレーションと工学設計分科会 情報発信  
検討小委員会の審議結果および学術会議シンポジウム「科学・公益・社会 ―情報発信のあり  
方を考える―」（平成 25 年（2013 年）6 月 21 日）の議論を出発点として参考にする

# 科学者からの自律的な科学情報の発信の在り方検討委員会設置要綱（案）

〔平成 年 月 日〕  
日本学術会議第 回幹事会決定

## （設置）

第1 日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、科学者からの自律的な科学情報の発信の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## （職務）

第2 委員会は、日本学術会議又は学术界からの科学情報の発信の在り方等について調査審議する。

## （組織）

第3 委員会は、20名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

## （設置期限）

第4 委員会は、平成26年6月27日まで置かれるものとする。

## （庶務）

第5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

## （雑則）

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

## 附 則

この決定は、決定の日から施行する。

平成 25 年 6 月 28 日

日本学術会議会長 殿

### 課題別委員会設置提案書

日本学術会議が、科学に関する重要事項、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるため、日本学術会議の運営に関する内規第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の通り課題別委員会の設置を提案します。

#### 記

1. **提案者** 大西 隆(会長)
2. **委員会名** 日本学術会議の第三者評価機能に関する検討委員会
3. **設置期間** 平成 25 年 6 月 28 日（幹事会承認日）から平成 26 年 6 月 27 日
4. **課題の内容**

##### (1) 課題の概要

重要な研究課題や研究施策は、政策評価法に基づいて、各府省による自己評価がなされ、外部の学識経験者の知見の活用も推奨されている。しかし、我が国において、評価者、評価方法・基準が評価される側によって決定されることが多いなど、公正性や透明性に国民から疑念をもたれる可能性がある。従って、研究活動の質の維持・向上に第一義的に責任を有する科学者共同体を代表する機関である日本学術会議が、総合科学技術会議やその他の府省などからの依頼に基づき、学術的水準の高い中立な第三者評価の役割を担うことが考えられる。また、日本学術会議が直接的に評価を実施しなくとも、省庁や資源配分機関における評価者候補を日本学術会議が国内・国外の研究者を含めて推薦することによって、各省庁や各資金配分機関の評価活動を間接的に支援する業務も考えられる。

##### (2) 審議の必要性と達成すべき結果

###### ①日本学術会議の機能強化としての「依頼に基づく第三者評価機能について」

米国では政府の研究施策や大規模な研究課題あるいは研究施設等の評価については、ナショナル・アカデミーズをはじめとして、民間調査研究機関の RAND Corporation や SRI インターナショナルなどが第三者評価を多く実施している。米国では研究施策等の予算が議会において成立に向けて審議される際に、しばしば各省に対して、要求予算を承認する代わりにナショナル

ル・アカデミーズに研究施策等の評価を委託することを法律で義務付けることが行われている。

我が国においては、重要な研究課題や研究施策は、政策評価法に基づいて、各府省による自己評価がなされ、外部の学識経験者の知見の活用も推奨されている。しかし、我が国において、評価者、評価方法・基準が評価される側によって決定されることが多いなど、公正性や透明性に国民から疑念をもたれる可能性がある。

日本学術会議は内閣総理大臣の所轄の下におかれ、我が国の人文・社会科学、生命科学、理学・工学の全分野の約 84 万人の研究者を内外に代表する機関であり、特定の府省や組織の利害を超越して機能する独立した組織である。総合科学技術会議が科学技術に関する政策形成を直接行う役割を担うのに対し、日本学術会議は総合科学技術会議とともに「車の両輪」として機能し、科学者の視点から中立的に政策提言を行っていくことが求められている。

特に、「科学技術活動の評価などの面で総合科学技術会議と連携し、科学技術政策に寄与するなど期待される役割にこたえる活動を充実させる」（総合科学技術会議『日本学術会議の在り方について』平成 15 年 2 月 26 日）ことが要請されており、実際にこれまでも、日本学術会議では文部科学省科学技術政策研究所が実施した「基本計画の達成効果の評価のための調査」の協力機関として、科学技術基本計画の分析・評価を実施してきた実績がある。そのため、今後も社会からの強い要請があれば、第三者評価を実施していくことが考えられる。

将来、第三者評価の社会的要請の声が高まり、日本学術会議がその一端を担わなければならない場合に、日本学術会議にとって、どのような評価が可能であるかを検討しておく必要がある。

特に日本学術会議の機能強化が求められている昨今において、機能の一つとして、第三者評価機能を具備する際の課題整理や在り方について議論、整理しておくことは重要であると判断される。

さらに、日本学術会議は科学者の代表として科学者の抱える課題を汲み上げ、解決のために努力する機関として位置づけられており、現在の研究関連施策等の研究実施者側への効果や研究環境の現状の調査を行うことで、研究支援施策などの評価を行うことも考えられる。

## ② 競争的資金制度における研究課題評価の受託や評価者選定の支援

競争的資金制度における研究課題の評価は、各府省や資金配分機関で既に実施されており、資金配分機関のいくつかでは評価者候補のリストを常時保存・蓄積している。しかし、新たな研究資金助成制度が府省で設立された場合や、研究活動への助成を行う民間財団などにおいては、評価者の選出に困難を来す場合や、第三者評価として公平性の高い評価の実施が要求される場合が少なくない。

そのため、日本学術会議では第三者評価として、府省や民間の研究助成組織からの要請に基づき、競争的資金の課題評価を実施することが考えられる。また、日本学術会議が直接的に評価を実施しなくとも、各府省や資源配分機関における評価者候補を日本学術会議が国内・国外の研究者を含めて推薦することによって、各資金配分機関の評価活動を間接的に支援する業務も考えられる。

審議の結果、期待される効果として、①日本学術会議の機能強化としての「依頼に基づく第三者評価機能について整備されること」、②競争的資金制度における研究課題評価の受託や

評価者選定の支援などが考えられる。

**(3) 日本学術会議が過去行った関連する報告等の有無**

- 対外報告「我が国における研究評価の現状とその在り方について」（平成 20 年（2008 年）2 月 26 日 研究評価の在り方検討委員会）
- 提言「我が国の研究評価システムの在り方～研究者を育成・支援する評価システムへの転換～」（平成 24 年（2012 年）10 月 26 日、研究にかかわる「評価システム」の在り方検討委員会）
- 等

**5. 審議の進め方**

**(1) 課題検討への主体的参加者**

本件設置提案が了承された後に、会長から副会長及び各部に対して委員の推薦を依頼する。

**(2) 必要な専門分野及び構成委員数**

各部会員 2～3 名程度に加え連携会員、計 20 名以内

**(3) 中間目標を含む完了に至るスケジュール**

- ① 我が国において、評価者、評価方法・基準が評価される側によって決定されることが多いことなどの課題整理と第三者評価の在り方について議論し、整理する。
- ② 日本学術会議として第三者的評価を依頼された場合の機能をどのように具備すべきか、日本学術会議の機能強化の一つとしてあるべき姿を議論し、整理する。
- ③ 既に実施している各府省や資源配分機関等からの依頼に基づく評価者候補推薦に関する機能を充実させるための課題整理と、機能充実について議論し、整理する。

# 日本学術会議の第三者評価機能に関する検討委員会設置要綱（案）

〔平成 年 月 日〕  
日本学術会議第 回幹事会決定

## （設置）

第1 日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、日本学術会議の第三者評価機能に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## （職務）

第2 委員会は、日本学術会議による第三者的な評価の在り方などについて調査審議する。

## （組織）

第3 委員会は、20名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

## （設置期限）

第4 委員会は、平成26年6月27日まで置かれるものとする。

## （庶務）

第5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

## （雑則）

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

## 附 則

この決定は、決定の日から施行する。

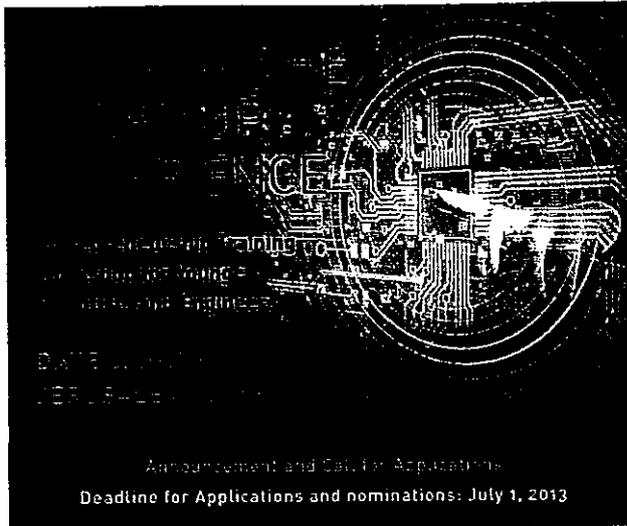
( 提 案 4 )

### 平成25年度代表派遣計画の変更

会議の派遣期間及び開催地について変更があったため、平成25年度代表派遣計画の変更を行う。

会議名称	派遣期間（会期分）	開催地（国）	派遣者	変更内容	変更理由
国際宗教学宗教史学会（IAHR）理事会	2013年9月3日～9月6日 ↓ 2013年8月29日～9月4日	リバプール （英国） ↓ ヨーク （アイルランド） リバプール （英国）	藤原 聖子 （※第174回 （H25. 5. 31）幹事 会です承済）	派遣期間及び開 催地の変更	主催者の都合のため

Chemistry Nobel Laureate Prof. Dan Shechtman  
invites you to apply to a Workshop on



(提案5)

※参考

(イスラエル起業家精神ワーク  
ショップへ派遣すること)

Held and organized by



THE ISRAEL ACADEMY OF  
SCIENCES AND HUMANITIES

Sponsored by

aassa  
ASIAN ASSOCIATION OF  
SCIENTISTS AND ENGINEERS  
Asia

iap

International Association of  
Physicists and Engineers

Global Young Academy

**About the Workshop:**

"Sharing the Start-up Experience" is intended for Global Young Academy (GYA) Members and other outstanding early career scientists and engineers working in Asia who have already been awarded their PhD degrees and are interested in acquiring innovation skills and making a contribution to the economies of their countries. Previous entrepreneurial experience is not required. Nobel Prize Laureate, Technion Professor Dan Shechtman, Member of the Israel Academy of Sciences and Humanities has initiated and will lead the workshop.

- Dates have been changed to accommodate participants from all faiths.

**Workshop goals:**

- To learn from researchers who have successfully initiated new technological ventures the various ways that this can be accomplished
- To emphasize the importance of start-up ventures as a means of improving local economies and connecting science with society
- To share experiences making the transition from bench to business
- To establish a cadre of young entrepreneurs in Asia

**Themes:**

- Encouraging entrepreneurship among engineers and scientists: moving from bench to venture
- The language of start-ups and entrepreneurs
- Management and leadership styles necessary for successful entrepreneurs
- A question of money: selecting from among different strategies for funding start-ups
- Community and government supports that increase the success of technological ventures

**Where and when?**

- The Israel Academy of Sciences and Humanities ([www.academy.ac.il](http://www.academy.ac.il))  
Albert Einstein Square, 43 Jabotinsky Street, POB 4040, Jerusalem, Israel
- November 25-28 2013

**Expenses:**

Airfare and local accommodations for up to 25 foreign participants will be borne by the Israel Academy.

**Applications from GYA Members and Nominations by National Academies are due by July 1, 2013.**

Members of the Global Young Academy are invited to apply directly for participation in this Workshop. The application should include: (1) a statement by the applicant/nominee demonstrating her/his particular interest in this workshop and suitability for it; (2) a one page C.V. and (3) a list of recent publications. The nomination of individuals who are not GYA members will be accepted only if submitted by an Asian national Academy of Science with a letter of nomination and the three items listed above. Each Academy may submit up to two nominations. Please note that space is limited and not all applicants are guaranteed acceptance.

Please direct applications/nominations to Mr. Bob Lapidot, Director of the International Division, Israel Academy of Sciences and Humanities, email: [boblapi@academy.ac.il](mailto:boblapi@academy.ac.il).

提案 6~18 はシンポジウム等関係のため別添 2 を御覧ください。

提案 19 は別添なし